

専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定書

専修大学（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、連携して相互の人材育成・人的交流の推進を図るとともに、相互が持つ人的資源、知的資産や地域資源を活用した地域振興事業等に向けて、連携・協力し取り組むことを合意し、次のとおり基本協定を締結する。

- 1 甲は、甲が掲げる21世紀ビジョン「社会知性の開発」の下、教育・研究の充実と地域社会への貢献を目的として、甲と乙との人材育成・人的交流の推進に努めるとともに、学術研究や教育活動の成果など、甲の持つ知的資産を地域社会に向け発信し、かつ、市民、市内の企業、公共的団体との連携活動を進める。
- 2 乙は、甲と乙との人材育成・人的交流の推進に努め、甲が行う学術研究・教育活動に協力するとともに、甲と市民、市内の企業、公共的団体との連携活動を支援する。
- 3 甲と乙とが連携・協力するこの基本協定に基づく各事業を総称し「KSパートナーシップ・プログラム」とする。
- 4 甲と乙は、次の分野において連携・協力を進める。
 - (1) 相互の人材育成に資するプログラムの提供・人的交流の推進に関すること。
 - (2) 地域社会と連携した学術研究や教育の実践に関すること。
 - (3) 産業や地域社会と甲との連携による新しい産業の創出・振興に関すること。
 - (4) 市民の生涯学習の推進に関すること。
 - (5) 教育研究施設の市民利用に関すること。
 - (6) 新たな社会経済や地域社会づくりに向けた政策研究に関すること。
 - (7) その他、本協定の目的の達成に向けて、甲と乙は、相互の連携・協力を資する事業を行う。
- 5 この協定の改廃は、甲と乙が協議をして行う。
- 6 その他、連携・協力に関して必要な事項は、甲と乙が協議して、その都度定めるものとする。
- 7 この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、各自1通を保管するものとする。

2008（平成20）年10月 3日

甲 専修大学長

日高 義博

乙 川崎市 市長

阿部 孝夫